

静岡県告示第617号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成28年5月20日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

奈良間家ノ上B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	葵区	奈良間		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線、及びに標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域
				232-1 1号
			〃	223-2 2号
			〃	223-2 3号
			〃	213 4号
			〃	213 5号
			〃	209-4 6号
			〃	209-4 7号
			〃	208-5 8号
			〃	140 9号
			〃	200 10号
〃	231-2 11号			